

（平成25年12月24日
閣 議 決 定）

独立行政法人改革等に関する 基本的な方針（抄）

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第 1 次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も 2 回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。
このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。
- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- ・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

- また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となる必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。
- 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

II 独立行政法人制度の見直し

I の基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2. から4. に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5. で後述する。

2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルが十分に機能することが必要である。この PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。
- 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。
- 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2) 目標設定及び業績評価の在り方

- 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。
主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3) 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

- 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。
- 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

- 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応さ

せるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。

- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

- 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

- 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、

法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。
- 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのあつた資源配分を行う。

- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、
 - ・ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
 - ・ 中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。
- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

(2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。

また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。
- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- 各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業

がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

- ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
- ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考え理由を説明するものとする。

監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

(3) 調達の合理化

- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業

報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。
- こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。
- 具体的には、研究開発型の法人について、上記2. から4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。
 - ・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
 - ・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
 - ・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するものを追加するものとする。
 - ・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
 - ・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目

標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。

- ・ 中期目標期間を長期化し、最大7年とする。

○ また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

- ・ 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
- ・ 法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- ・ 給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
- ・ 目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。
- ・ 研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的ケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。
総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。
- ・ 上記のほか、2. から4. において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなって

おり、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。
- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。
- 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。
 - ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
 - ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
 - ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。
 - ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
 - ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
 - ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
 - ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

1. 組織等の見直しの基本的考え方

- 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。
- 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。
- 類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。
- 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

① 金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員

研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。

- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。
- 金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。

② 人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

③ 文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
- 法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
- 新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

④ 研修施設運営業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。
- 自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。
- 施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。
- 一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措

置の導入を図る。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
 - ・ 法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

Ⅳ その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。
- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

(別紙)

各法人等について講ずべき措置

【森林総合研究所、森林保険特別会計】

- 森林保険特別会計を平成 26 年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。
- 研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は 5 年とする。
- 水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得る。
- 水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。

【農畜産業振興機構】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人からの補助金等の交付により造成した基金のうち後年度負担額が明確な事業の基金については、毎年度、当該基金を保有する法人に見直しを行わせ、支払い財源等として必要のない額を返還するなどにより、基金規模の適正化を図るよう指導する。

【農業者年金基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 本法人が行う年金事業については、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。
- 本法人が実施する農業者年金と全国農業みどり国民年金基金が実施するみどり年金について、加入等の手続の円滑化や効果的な加入推進が図られるよう、同国民年金基金の意向を踏まえつつ、両者の一体的な情報提供など、連携・協力を深める。

【農林漁業信用基金】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 主務大臣が民間等の出資者や外部の有識者のうちから任命した委員から成る運営委員会（仮称）を設置し、重要事項の審議を行わせる。
- また、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業については、金融庁検査を導入する。